

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第29号

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童並びに<u>父母のいない児童</u>（以下「<u>母子・父子家庭等</u>」という。）の健康の保持及び生活の安定のために医療費を助成することによって、<u>母子・父子家庭等</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる資格（以下「<u>受給資格</u>」という。）を有する者（以下「<u>受給資格者</u>」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則に定める法令（以下「<u>社会保険各法</u>」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39</p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市母子家庭等医療費助成条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童（以下「<u>母子家庭等</u>」という。）の健康の保持及び生活の安定のために医療費を助成することによって、<u>母子家庭等</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる資格（以下「<u>受給資格</u>」という。）を有する者（以下「<u>受給資格者</u>」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則に定める法令（以下「<u>社会保険各法</u>」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第1</p>

年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(同日後引き続いて小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。))又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。)を現に扶養しているもの(以下「母子家庭の母」という。)

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの(以下「父子家庭の父」という。)

(3)及び(4) <省略>

2 前項第1号の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(以下この条において「病院等」という。)に、入院、入所又は入

29号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(同日後引き続いて小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。))又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。)を現に扶養しているもの(以下「母子家庭の母」という。)

(2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))と死別した男子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。))をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子で児童を現に扶養しているもの(以下「父子家庭の父」という。)

ア 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの

イ 配偶者の生死が明らかでない男子

ウ 配偶者から遺棄されている男子

エ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子

オ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子

カ 配偶者が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができない男子

キ 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの

(3)及び(4) <省略>

2 前項第1号の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(以下この条において「病院等」という。)に、入院、入所又は入

居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域内に住所を有する者とみなす。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域外に住所を有する者とみなす。ただし、入院等の前の住所地である市町村が、愛知県の区域外であって、居住地特例（病院等に入院等したことにより他の市町村の区域内に住所を有することとなった者について、入院等の前の住所地である市町村が、その者が引き続き当該市町村に住所を有するものとみなして福祉医療費助成の受給対象者とする特例をいう。）を採用していない場合は、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

(1)及び(2) <省略>

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

(4)から(6)まで <省略>

5 <省略>

(受給者証)

第3条 市長は、受給資格者に対し、規則の定め

居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる母子家庭等については、本市の区域内に住所を有する者とみなす。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる母子家庭等については、本市の区域外に住所を有する者とみなす。ただし、入院等の前の住所地である市町村が、愛知県の区域外であって、居住地特例（病院等に入院等したことにより他の市町村の区域内に住所を有することとなった者について、入院等の前の住所地である市町村が、その者が引き続き当該市町村に住所を有するものとみなして福祉医療費助成の受給対象者とする特例をいう。）を採用していない場合は、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

(1)及び(2) <省略>

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(4)から(6)まで <省略>

5 <省略>

(受給者証)

第3条 市長は、受給資格者に対し、規則の定め

るところにより母子・父子家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

2 <省略>

（助成の範囲）

第4条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を母子・父子家庭等の医療費（以下「母子・父子家庭等医療費」という。）として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

2 <省略>

（助成の方法）

第5条 母子・父子家庭等医療費の助成は、当該母子・父子家庭等医療費を医療機関等に支払うことによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより母子・父子家庭等医療費の助成を行うことができる。

（届出の義務）

第6条 受給者は、受給資格を失ったとき、母子・父子家庭等医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じたものであるとき、又は規則で定める事項について変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

るところにより母子家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

2 <省略>

（助成の範囲）

第4条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を母子家庭等の医療費（以下「母子家庭等医療費」という。）として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

2 <省略>

（助成の方法）

第5条 母子家庭等医療費の助成は、当該母子家庭等医療費を医療機関等に支払うことによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより母子家庭等医療費の助成を行うことができる。

（届出の義務）

第6条 受給者は、受給資格を失ったとき、母子家庭等医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じたものであるとき、又は規則で定める事項について変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

<p>(損害賠償との調整)</p> <p>第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、<u>母子・父子家庭等医療費</u>の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した<u>母子・父子家庭等医療費</u>の額に相当する金額を返還させることができる。</p>	<p>(損害賠償との調整)</p> <p>第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、<u>母子家庭等医療費</u>の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した<u>母子家庭等医療費</u>の額に相当する金額を返還させることができる。</p>
<p>(不正利得の返還)</p> <p>第8条 市長は、偽りその他不正の手段により<u>母子・父子家庭等医療費</u>の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>(不正利得の返還)</p> <p>第8条 市長は、偽りその他不正の手段により<u>母子家庭等医療費</u>の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>
<p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第9条 <u>母子・父子家庭等医療費</u>の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。</p>	<p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第9条 <u>母子家庭等医療費</u>の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。</p>
<p>(報告)</p> <p>第10条 市長は、<u>母子・父子家庭等医療費</u>の助成に関し必要があると認めるときは、受給資格の認定を受けようとする者又は受給者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。</p>	<p>(報告)</p> <p>第10条 市長は、<u>母子家庭等医療費</u>の助成に関し必要があると認めるときは、受給資格の認定を受けようとする者又は受給者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の瀬戸市母子家庭等医療費助成条例第3条の規定により交付された母子家庭等医療費受給者証のうち、この条例の施行の日以後に有効期間が満了するものについては、当該有効期間の満了の日までの間は、改正後の瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条

例第3条の規定により交付された母子・父子家庭等医療費受給者証とみなす。

(瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正)

- 3 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「乳幼児」を「子ども」に、同項第2号中「瀬戸市母子家庭等医療費助成条例」を「瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例」に、「乳幼児」を「子ども」に改める。

(瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

- 4 瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第3号中「瀬戸市母子家庭等医療費助成条例」を「瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例」に改める。